

北陸ブロック発注者協議会の取り組み

令和4年度 活動計画(案)

- ◆ **全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取組
（「施工時期の平準化」に向けた取組）**
- ◆ **適正な工期設定（週休2日の取組・統一的な現場閉所）**
- ◆ **発注見通し統合の活用推進（中長期・業務委託）**

令和4年度 活動計画(案)

① 全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み(施工時期の平準化)

【取り組み内容】

- ◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施【継続】
 - 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
 - 令和4年度は、概ね人口5～10万人の自治体訪問を全て完了(Web試行を継続)
 - 人口3～5万人の自治体に着手し、更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示

② 適正な工期設定(週休2日の取組・統一的な現場閉所)

【取り組み内容】

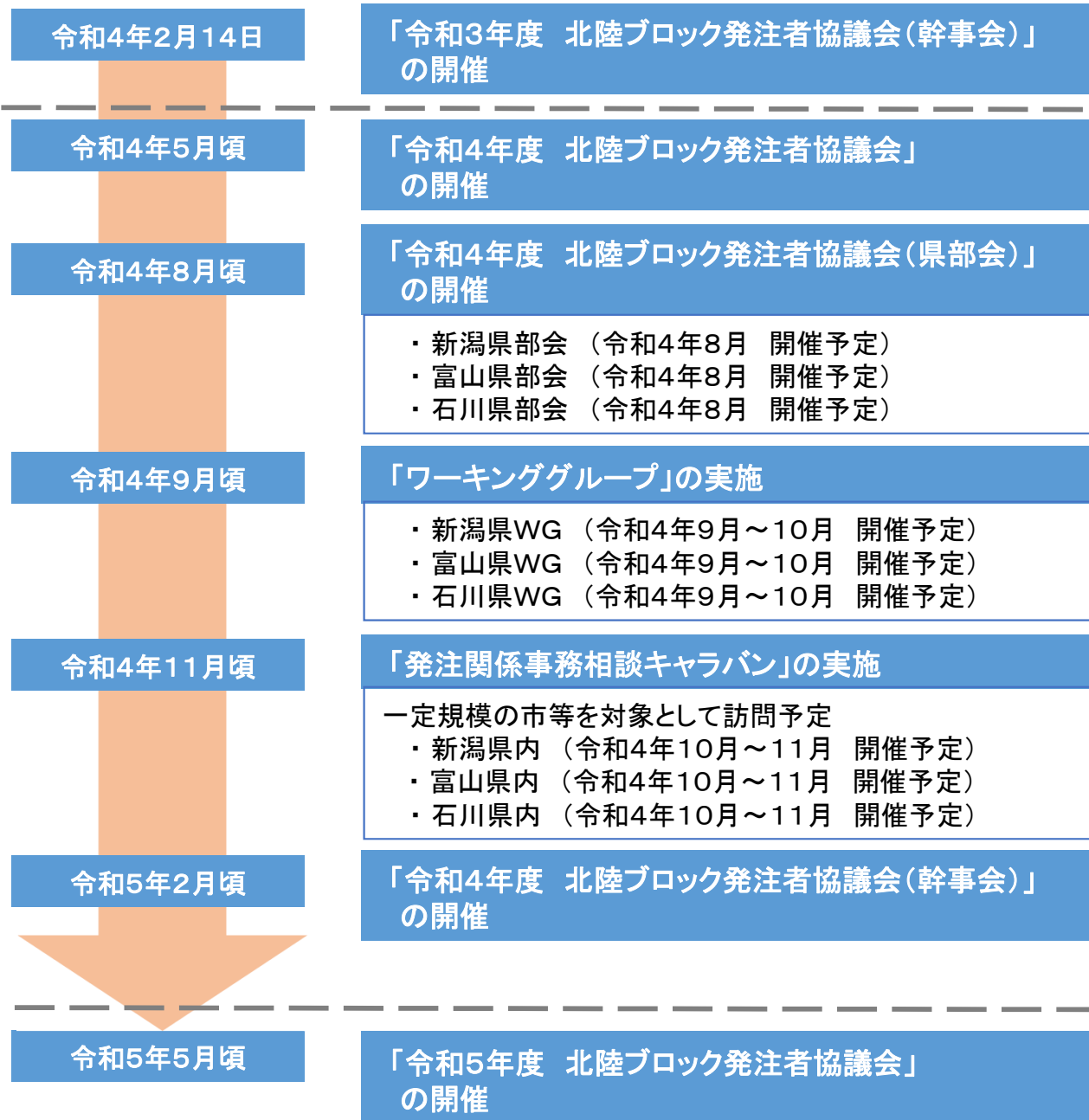
- ◆ 週休2日モデル工事の導入拡大
 - 令和6年度までの残り2年間で建設業における週休2日の達成を目標。
 - 残り2年間で市単位の週休2日モデル工事の導入・拡大を図り、全体的な底上げを実施。
 - 県部会、WG、キャラバンを通じて、週休2日モデル工事の具体例を提示し、導入を支援。
- ◆ 「統一的な現場閉所」(第5弾)による週休2日の促進
 - 年間を通じて毎月3回(第2週、第4週、+1週)の土日を対象。
 - 「令和4年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。

③ 「発注見通しの統合」の活用推進

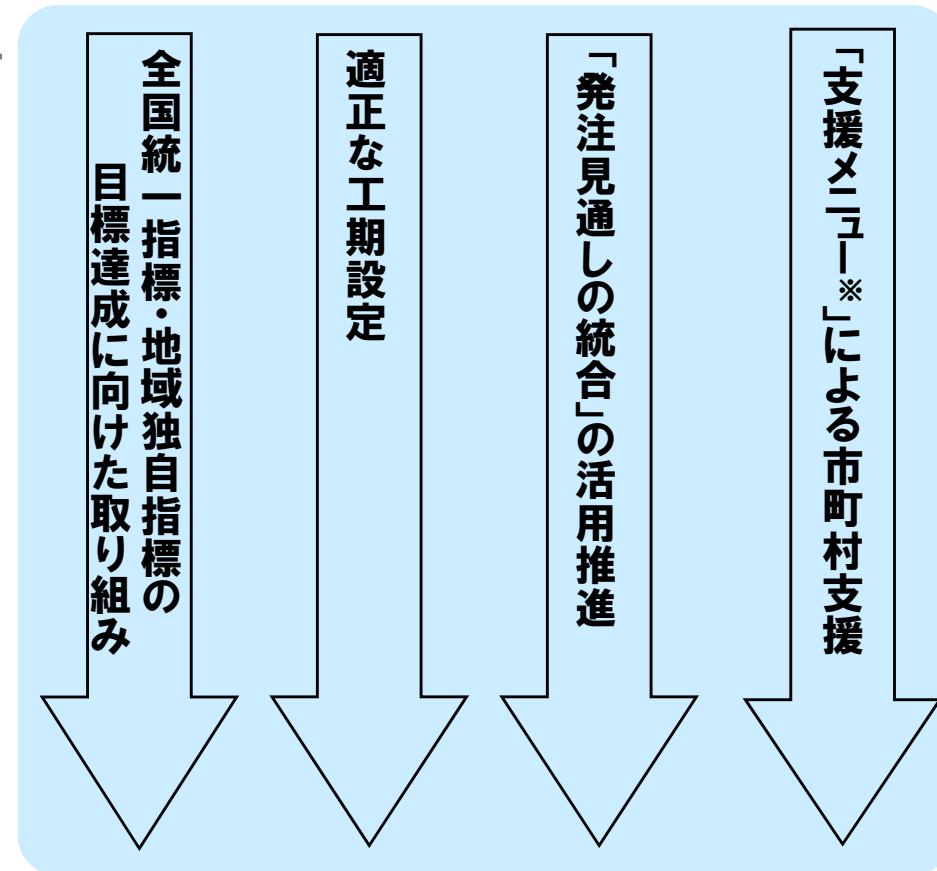
【取り組み内容】

- ◆ 中長期発注見通し統合の促進
 - 参画機関の拡大(人口10万人以上の市から1件以上の公表を目標)
 - 公表が可能な機関から段階的に実施。
- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進
 - 全機関の2/3以上(約66%)へ拡大。データ提供可能な機関より順次公表。
- ◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)と併せ、工事の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

令和4年度のスケジュール(案)



令和4年度 活動計画(案)



「発注関係事務に関する支援メニュー※」の主要項目

- ・総合評価審査委員会への委員派遣
- ・職員研修への地方自治体職員の受講受け入れ
- ・県や市町村が開催する研修への職員派遣
- ・総合評価関係事務の演習講習会
- ・改正品確法等及び発注関係事務説明会
- ・ガイドライン(生産性向上)等説明会
- ・直轄工事検査への臨場受け入れ
- ・公共工事の発注関係事務相談キャラバン
- ・相談窓口の開設
- ・営繕部・港湾空港部の支援メニュー
- ・(参考)北陸農政局の支援メニュー

令和4年度 活動計画概要(1)

①全国統一指標・地域独自指標の目標達成に向けた取り組み(施工時期の平準化)

活動結果 R3

- 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施
 - ・ 概ね人口5~10万人の自治体8市を対象として訪問。
 - ・ 直接訪問以外にWeb試行を2市にて実施(Web形式でも活発な意見交換を確認)。
- 「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進
 - ・ キャラバンの他、県部会、WGを通じて平準化の取組「さしすせそ」にかかる具体例を提示。
 - ・ キャラバン2巡目訪問8市では、「さしすせそ」に取り組む市が増加(R2実績)。

活動計画 R4

- ◆ 発注関係事務相談キャラバン(2巡目)の実施
 - ・ 2巡目は、「施工時期の平準化」(「さしすせそ」の活用)の更なる推進を図ることを重点的に実施。
 - ・ 令和4年度は、概ね人口5~10万人の自治体訪問を全て完了(Web試行を継続)。
 - ・ **人口3~5万人の自治体に着手し、更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示**

②適正な工期設定(週休2日の取組・統一的な現場閉所)

活動結果 R3

- 「統一的な現場閉所」(第4弾)による週休2日の促進
 - ・ 「令和3年度 統一的な現場閉所チラシ」を年度当初に配布(既発注工事への周知含む)。
 - ・ **約57.3%の工事で月2回の現場閉所を達成(二次調査(最終))**(一次調査結果(~R03.11.30):53.9%)
(R2年度 一次調査:49.2%、二次調査(最終):56.2%)

活動計画 R4

- ◆ 週休2日モデル工事の導入拡大
 - ・ 残り2年間で建設業における週休2日の達成を目標。
 - ・ **残り2年間で市単位の週休2日モデル工事の導入・拡大を図り、全体的な底上げを実施。**
 - ・ 県部会、WG、キャラバンを通じて、週休2日モデル工事の具体例を提示し、導入を支援。
- ◆ 「統一的な現場閉所」(第5弾)による週休2日の促進
 - ・ **年間を通じて毎月3回(第2週、第4週、+1週)の土日**を対象。
 - ・ 「令和4年度 統一的な現場閉所チラシ」を**年度当初に配布**(既発注工事への周知含む)。
 - ・ 庁舎にチラシ・ポスターを掲示し、民間工事への周知を図る。

令和4年度 活動計画概要(2)

③「発注見通しの統合」の活用推進

活動結果
R3

- 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 令和3年度 第3四半期に工事の「発注見通しの統合」(Excel版)の公表(試行)
 - ・ **令和3年度 第1四半期(4月)に「発注見通しの統合版」HPの最大アクセス数を更新**
- 中長期発注見通し統合の公表(令和3年度 第3四半期)
 - ・ R3.10.15:北陸地方整備局(181件)公表
 - ・ R3.12.13:新潟県(501件)、富山県(1件)、石川県(1件)公表 (3県が参画したR03.12にアクセス数が増加)
 - ・ R4.03.23:新潟市(11件)公表
- 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の公表(令和3年度 第3四半期)
 - ・ 第3四半期は**45機関(約54%)**(該当案件なしの機関含む)が参画。

活動計画
R4

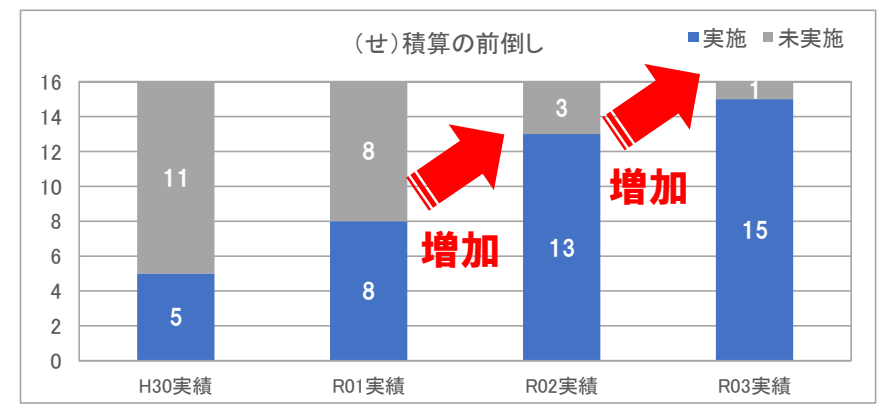
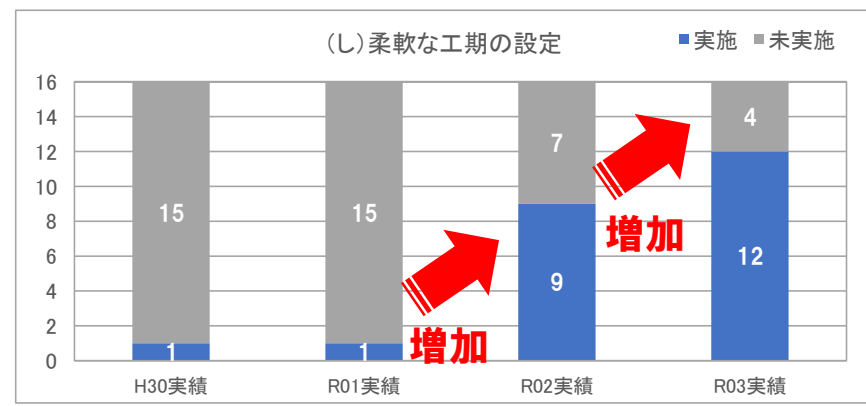
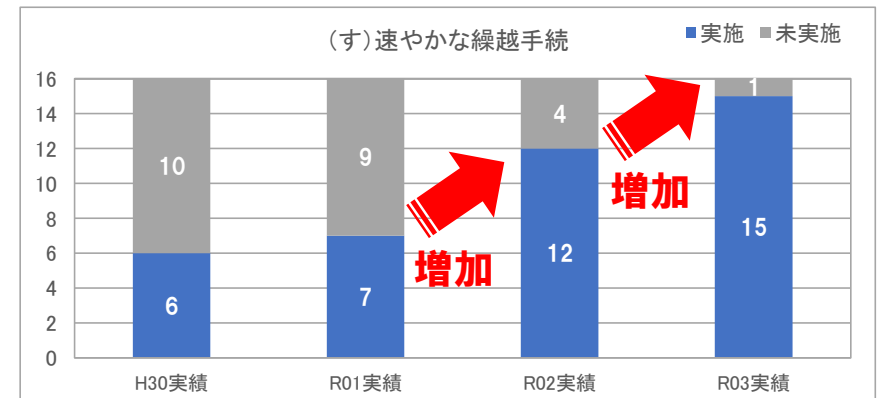
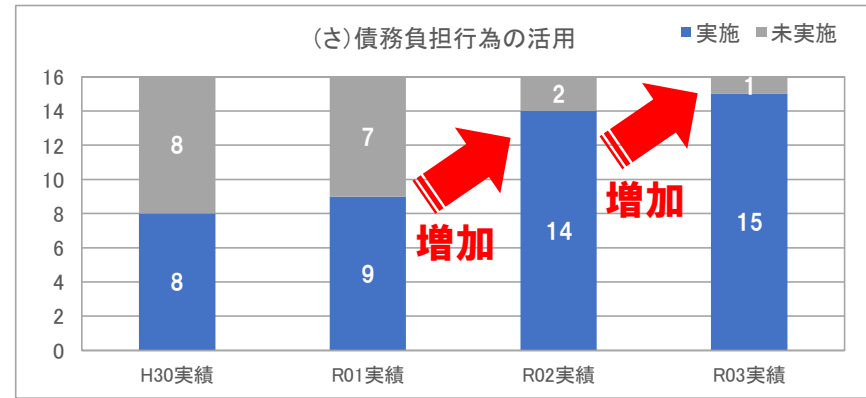
- ◆ 中長期発注見通し統合の促進
 - ・ **参画機関の拡大(人口10万人以上の市から1件以上の公表を目標)**
 - ・ 公表が可能な機関から段階的に実施。
- ◆ 業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し統合の促進
 - ・ **全機関の2/3以上(約66%)へ拡大。データ提供可能な機関より順次公表。**
- ◆ 発注見通し(統合版)の利用促進に向けた対策(更なる認知度向上)
 - ・ 「公表基準日」(四半期毎15日、30日)と併せ、工事の発注見通し統合版(Excel版)を公表し利用促進(継続)

**全国統一指標・地域独自指標の
目標達成に向けた取組み
（「施工時期の平準化」に向けた取組み）**

「施工時期の平準化」へ向けた取り組み(発注関係事務相談キャラバン)

相談キャラバン 2巡目

- 2巡目は、「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- 現状の取組・課題を把握(ヒアリング)し、北陸地方整備局職員及び県職員から推進に向け、国、県の実施内容及び他自治体の取り組み例等を提示。
- キャラバン2巡目訪問16市では、「さしすせそ」に取り組む市が増加。



【出典】(各項目についてキャラバン2巡目訪問16市のデータを集計)
 H30調査: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(H30調査[H30.08.01現在の状況])、R01調査: 入札契約適正化法に基づく実施状況調査(R01調査[R01.11.01現在の状況])、
 R02実績: 北陸ブロック発注者協議会調べ(R03.04調査)、R03実績: 北陸ブロック発注者協議会調べ(R04.03調査) ※ R02、R03実績には対象案件がなく実施できなかった場合を含む。

キャラバン2巡目訪問16市における平準化の取り組み状況推移

- ◆ R3年度も「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ◆ 概ね人口5~10万人の市町村を対象として訪問(8市)。
- ◆ 全国統一指標・地域独自指標の取組みについてのフォローアップを実施。

施工時期等の平準化・履行時期の平準化

◎ 地域平準化率(施工時期の平準化・履行時期の平準化)[基準値(R01)・目標値(R06)・実績値(R02)]

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象、-対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
工事	①地域平準化率 (施工時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.78	北陸ブロック:0.76	北陸ブロック:0.80
			国等 :0.84 新潟県域:0.80 富山県域:0.73 石川県域:0.75	新潟県域:0.77 富山県域:0.74 石川県域:0.69	新潟県域:0.80 富山県域:0.80 石川県域:0.80
業務	④第4四半期の納期設定状況 (履行時期の平準化)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.47	北陸ブロック:0.45	北陸ブロック:0.40未満
			国等 :0.56 新潟県域:0.46 富山県域:0.36 石川県域:0.46	新潟県域:0.42 富山県域:0.40 石川県域:0.41	新潟県域:0.40未満 富山県域:0.40未満 石川県域:0.40未満

- 地域平準化率(施工時期の平準化・履行時期の平準化)は、R01からR02はほぼ横ばい。
- R06年目標値(施工時期の平準化率0.8以上、第4四半期の納期設定0.40未満)達成に向け、キャラバン(2巡目(R02~))を通じて「さしすせそ」の取り組み拡大を図る。



◎改正品確法(R01.06改正) → 発注者の責務に「さしすせそ」の活用が明記

- 適正な工期設定(休日、準備期間等を考慮)
- 施工時期の平準化(債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- 適切な設計変更(工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

◎運用にかかる通知文等の紹介・周知

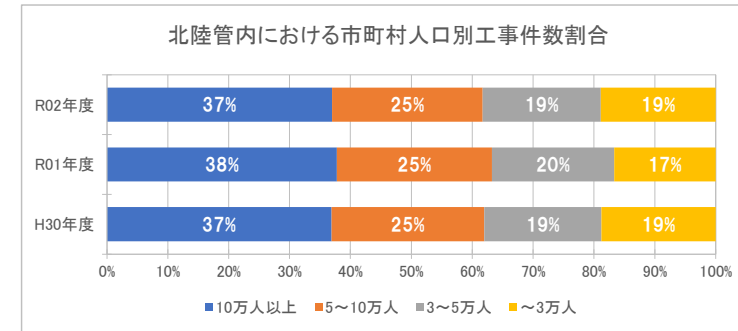
- 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)(R03.04.21)
- 速やかな繰越手続の徹底による建設業の適正な労働環境の確保について(通知)(H31.02.08)
- 直轄工事における適切な工期設定(余裕期間制度の活用)の紹介

令和4年度 発注関係事務相談キャラバン計画

□ キャラバン 2巡目訪問市町村

人口別	市町村数	キャラバン 2巡目				
		R01	R02	R03	R04～	訪問済み
10万人以上	(管内:8) 新潟県:3 富山県:2 石川県:3	(管内:4) 新潟県:2 富山県:1 石川県:1	(管内:4) 新潟県:1 富山県:1 石川県:2	-	-	(管内:8) 新潟県:3 富山県:2 石川県:3
<u>5～10万人</u>	(管内:14) 新潟県:8 富山県:2 石川県:4	-	-	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2	(管内:6) <u>新潟県:4</u> 富山県:- <u>石川県:2</u>	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2
<u>3～5万人</u>	(管内:14) 新潟県:6 富山県:6 石川県:2	-	-	-	(管内:14) 新潟県:6 <u>富山県:6</u> 石川県:2	-
～3万人	(管内:27) 新潟県:12 富山県:5 石川県:10	-	-	-	(管内:27) 新潟県:12 富山県:5 石川県:10	-
合計	(管内:63) 新潟県:29 富山県:15 石川県:19	(管内:4) 新潟県:2 富山県:1 石川県:1	(管内:4) 新潟県:1 富山県:1 石川県:2	(管内:8) 新潟県:4 富山県:2 石川県:2	(管内:47) 新潟県:22 富山県:11 石川県:14	(管内:16) 新潟県:7 富山県:4 石川県:5

※ 政令市除く。
 ※ 1巡目は、H29:20市町村、H30:22市町村、R01:22市町村を実施。
 ※ R01は「平準化ヒアリング」にて実施。R02より「相談キャラバン 2巡目」を本格実施。
 ※ 人口:総務省HP【総計】住民基本台帳人口・世帯数、平成30年度人口動態(市区町村別)【H30】



- 令和3年度までの3年間は、発注工事事件数が比較的多く、平準化の取組の効果が見込まれる概ね人口10万人以上、5～10万人の市を訪問(約1/4の市町村を訪問)。
- 富山県においては、人口10万人以上、5～10万人の市の訪問を完了。(新潟県、石川県も令和4年度で完了予定)
- 今後、人口3～5万人、～3万人の市町村への訪問を実施。



- ◆ 訪問市町村数が多くなることから、Web形式の併用も継続して実施。
- ◆ 「施工時期の平準化」の更なる推進を図ることを重点的に実施。
- ◆ 更なる推進を図るため自治体の特徴に併せた具体例を提示。

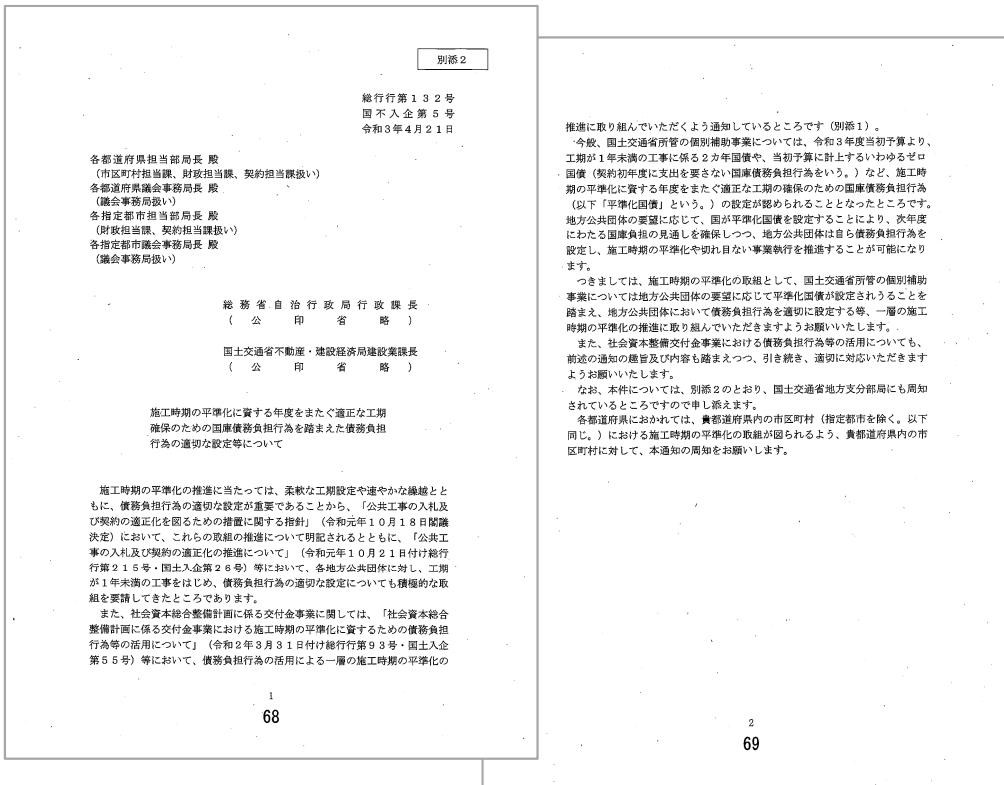
◆ 令和4年度実施計画(訪問対象市町村人口)

- 新潟県:人口5～10万人(4市:南魚沼市、佐渡市、十日町市、五泉市) **全て完了**
- 富山県:人口3～5万人(2市:砺波市、氷見市) **着手開始**
- 石川県:人口5～10万人(2市:野々市市、能美市) **全て完了**

【参考】平準化を目的とした債務負担行為(平準化国債)の活用

◆ 施工時期の平準化に資する年度をまたぐ適正な工期確保のための国庫債務負担行為を踏まえた債務負担行為の適切な設定等について(通知)
(R03.04.21_総務省・国土交通省⇒都道府県(⇒市町村))

- 施工時期の平準化の推進には、「柔軟な工期設定」や「速やかな繰越」とともに、「債務負担行為の適切な設定」が重要。
- 工期が1年未満の工事をはじめ、「債務負担行為の適切な設定」について積極的な取り組みが必要



令和3年度当初予算より

- ◆ 個別補助事業にも平準化目的の債務負担行為が活用可能
- ◆ 個別補助事業でも年度末工期の回避や早期発注に取り組むことが可能
- ◆ 工事だけでなく、測量、設計などの業務でも活用可能

◆ インフラ老朽化対策などで配分が増加傾向にある個別補助事業で平準化国債を活用することにより、自治体のさらなる施工時期の平準化を促進

適正な工期設定
（週休2日の取組み・統一的な現場閉所）

週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

◎週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)【基準値(R01)・目標値(R06)・実績値(R02)】

区分	指標項目	調査対象機関 ○:対象、-対象外	実績値(R01) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	実績値(R02) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2	目標値(R06) 上段:地域ブロック単位※1 下段:県域単位※2
全国 統一 指標	②週休2日対象工事の 実施状況 (適正な工期設定)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 -:市区町村	北陸ブロック:0.23	北陸ブロック:0.67	北陸ブロック:0.55 → 1.00
			国等 :0.78 新潟県域:0.29 富山県域:0.05 石川県域:0.09	新潟県域:0.61 富山県域:0.26 石川県域:0.99	新潟県域:0.50 → 1.00 富山県域:0.50 → 1.00 石川県域:0.50 → 1.00
地域 独自 指標	①適正な工期設定※3 (週休2日の 取り組み機関)	○:国等 ○:都道府県 ○:政令市 ○:市区町村	北陸ブロック:0.32	北陸ブロック:0.39	北陸ブロック:1.00
			国等 :0.67 新潟県域:0.16 富山県域:0.19 石川県域:0.10	新潟県域:0.32 富山県域:0.19 石川県域:0.35	新潟県域:1.00 富山県域:1.00 石川県域:1.00

※1 地域ブロック単位:各取組指標における全対象機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、国等、都道府県、政令市、市区町村)

※2 県域単位:地域ブロック単位から国等を除いた機関(例えば、工事の地域平準化率の場合、都道府県、政令市、市区町村)

※3 数値は週休2日モデル工事の実施状況(「a:既に取り組んでいる」、「b:今年度取り組む予定にしている」の割合)

□ 週休2日対象工事の実施状況は、R02年度実績において改善傾向であるが、R06年目標値(実施1.00)達成に向け、取り組み拡大を図る。

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業においても、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用
- ◆ 令和6年度までの残り2年間で建設業における週休2日をさらに浸透させることが必要。

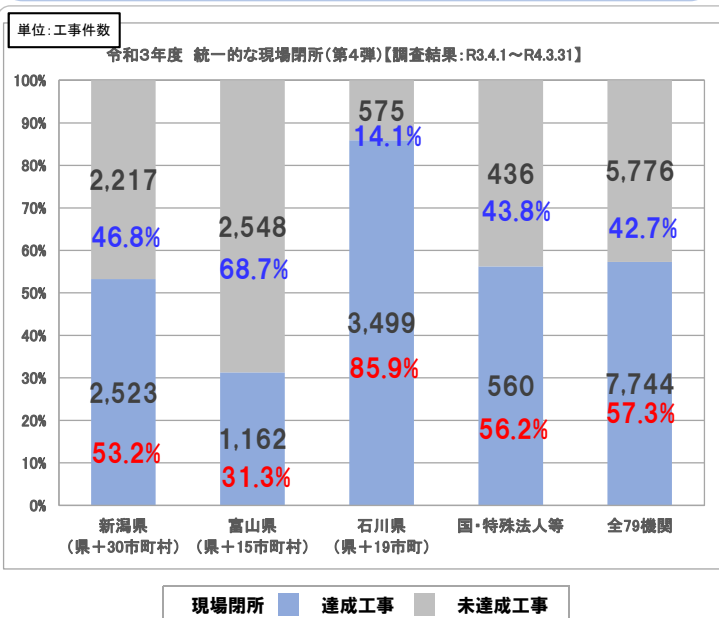


さらに建設業の「働き方改革」を加速させるための環境整備

- ◆ 週休2日モデル工事(必要経費(労務費、機械経費、間接工事費など)の補正)の試行拡大。
- ◆ 統一的な現場閉所(令和4年度は、年間を通じて毎月3回の土日を対象)
(当該工事の休日に稼働している現場への掛け持ち労働の課題もあるため、各発注者が足並みを揃えて取組を推進)

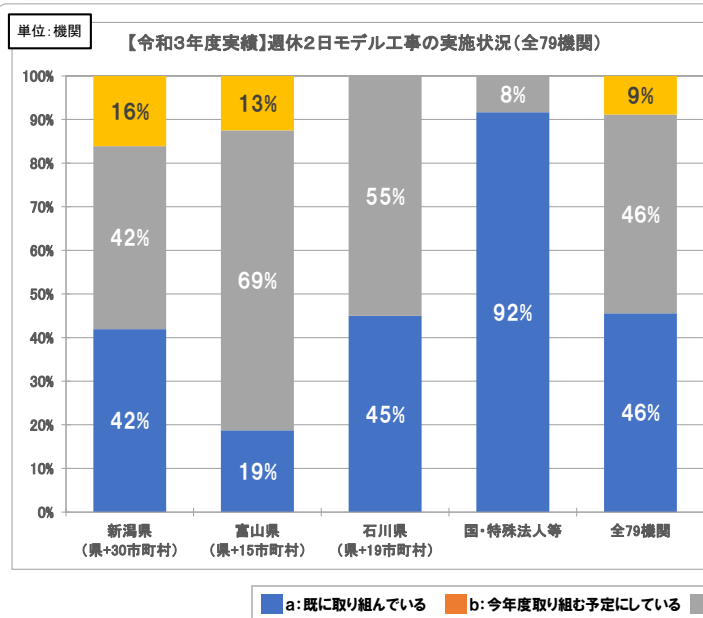
統一的な現場閉所と週休2日モデル工事の実施状況

◆ 現場サイド (工事現場での取り組み状況)

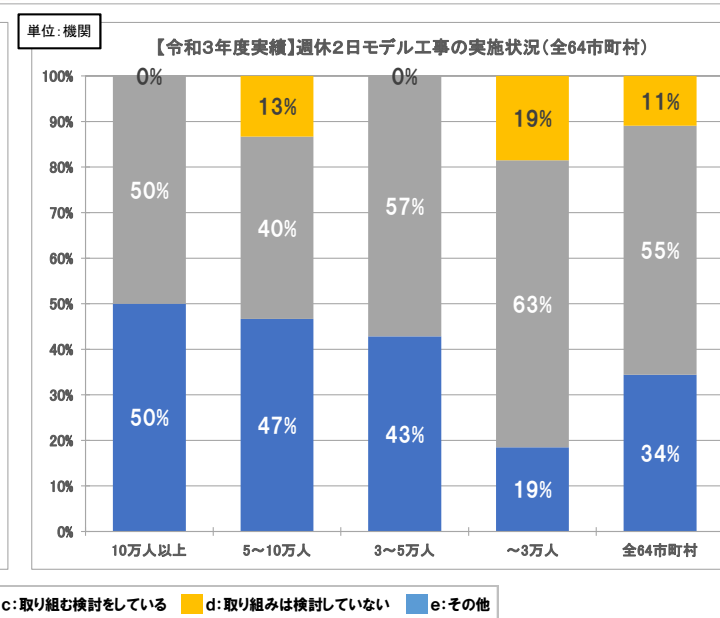


※令和3年度 統一的な現場閉所(第4弾)【調査結果: R3.4.1~R4.3.31】

◆ 発注者サイド (週休2日モデル工事実施状況)



※ 週休2日対象工事の実施状況(R3実績): 北陸ブロック発注者協議会調べ(R04.03調査)

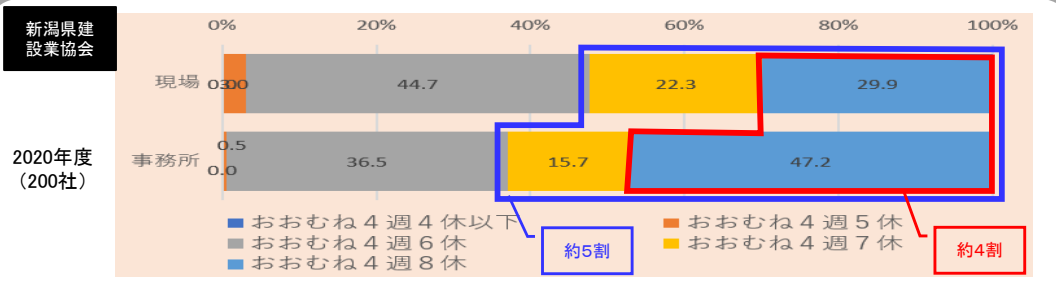


◆ 統一的な現場閉所と週休2日モデル工事の進捗比較

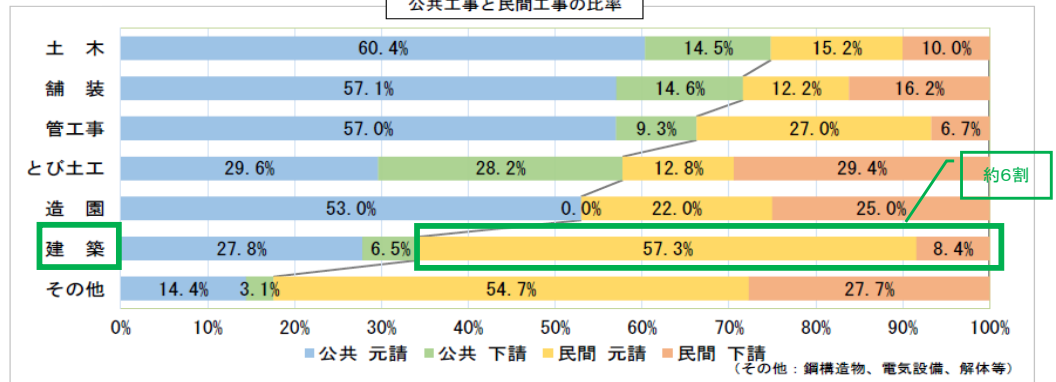
- ◆ 発注者の「週休2日モデル工事」の実施より、工事現場での週休2日の実施が高い。
→ 現場サイドに比べ、発注者サイドの対応の遅れが見受けられる
- ◆ 機関別、県別でも「週休2日モデル工事」の取り組みの進捗が異なる(国等は実施率が高い)。
- ◆ 人口の多い市町村ほど「週休2日モデル工事」の実施率が高い。

- 週休2日モデル工事の取組みは、人口の多い市町村ほど実施率が高い傾向。
- 残り2年間で市単位の週休2日モデル工事の導入・拡大を図り、全体的な底上げを実施。

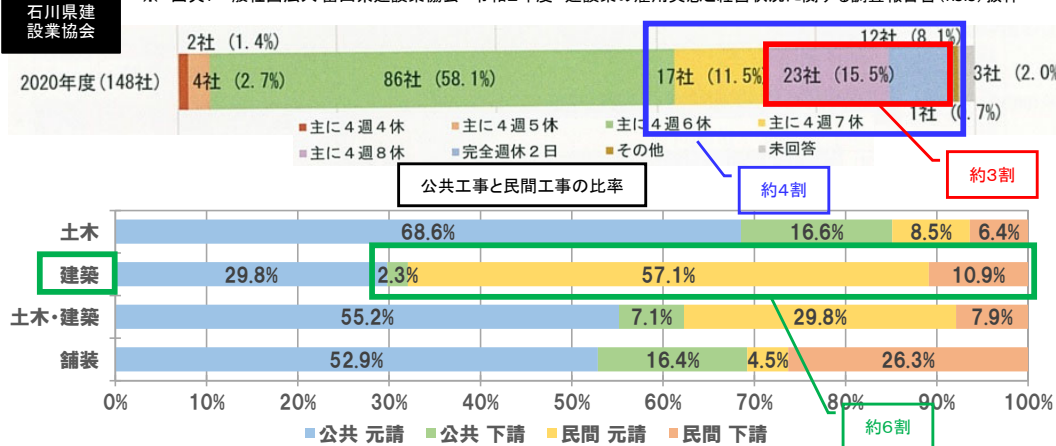
建設業における週休2日への取り組み状況と今後の課題



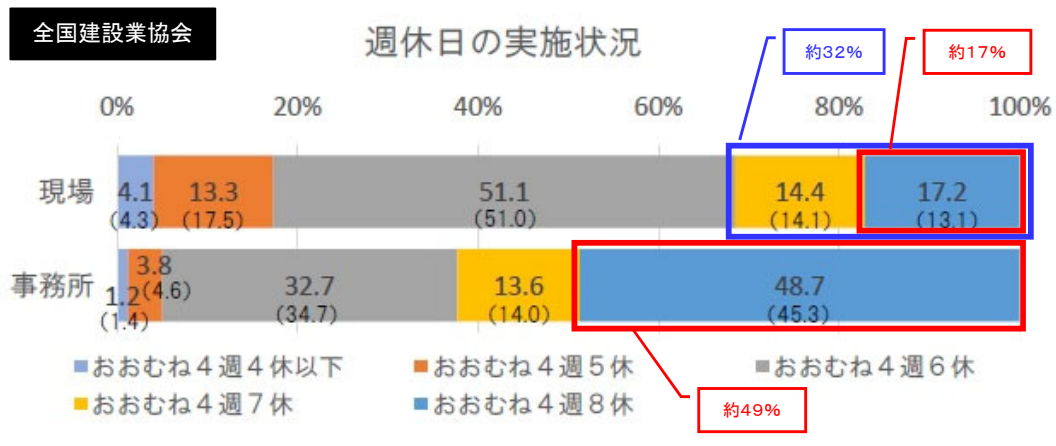
※ 出典: 一般社団法人 新潟県建設業協会「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果 (R3.8実施) 抜粋



※ 出典: 一般社団法人 富山県建設業協会「令和2年度 建設業の雇用実態と経営状況に関する調査報告書 (R3.3) 抜粋



※ 出典: 一般社団法人 石川県建設業協会「令和2年度 石川の建設業の雇用と経営に関する調査報告書 (R3.3) 抜粋



※ 出典: 一般社団法人 全国建設業協会「働き方改革の推進に向けた取組状況等に関するアンケート調査結果 (R3.10.1現在) 抜粋
※ 各都道府県建設業協会会員企業4,625社 (回答率25.0%)、事業内容(土木2,906社、建築453社、その他122社)を対象。

- ◆ 建設業(全国)で4週8休の取組は、「事務所就業者」が約49%に対し、「現場就業者」は約17%であり、事務所よりも現場の取得が1/3程度。建設業(新潟県)でも同様な傾向。
- ◆ 建設業(北陸3県)の4週8休の取得は、新潟県で約4割、富山・石川県で約3割と未だ低い状況。
- ◆ 建設業(全国)で4週7休以上の取組は、全体の「現場就業者」でも約32%と低く、民間工事(建築工事等)では事業主の意識が薄く、4週7休以上の取得が困難な状況となっている。
- ◆ 建設業(北陸3県)の4週7休以上は、新潟・富山県が約5割、石川県が約4割。
- ◆ 建設業(富山・石川県)の「公共工事と民間工事の比率」から、建築工事に占める民間工事の元請・下請の割合は約6割以上と高く、週休2日の進まない建築工事における公共・民間工事の週休2日への促進が今後必要。
- ◆ 民間工事(建築工事等)においても、4週8休を目指し取組は実施しているものの、事業主の要望(納期)に答えることが重要視されており、競争相手もいるため、費用・納期も含め週休2日の取組が進まないことが要因。

取得率の向上には、受発注者間(公共・民間工事)の週休2日への取り組みも重要であるが、事業主へのPR(働き方改革)も必要

令和4年度 統一的な現場閉所チラシ(案)

既発注工事への周知を含め、令和4年度当初より各機関へ配布

北陸建設業界の担い手確保に向け **民間工事の施主の皆さんへ** 建設現場の「土日閉所」を推進します (統一的な現場閉所「第5弾」)

※ 第1弾:2019GW期間(4/27(土)~5/6(月)の10連休)に実施 ※ 第3弾:令和2年度(年間を通じて月2回)に実施
※ 第2弾:令和元年秋(9月・10月・11月 4回の「3連休」)に実施 ※ 第4弾:令和3年度(年間を通じて月2回)に実施

- 管内(新潟県、富山県、石川県)の各発注機関が連携して行う統一的な現場閉所「第5弾」の取り組み。(各発注機関から施工業者へ提案)。
- 各発注機関が協働して行い、施工業者の働き方改革を後押し。
- 北陸ブロック発注者協議会の各発注機関が連携・協働により、工事内容、施工場所に関わらず、統一的な取り組みとして実施。

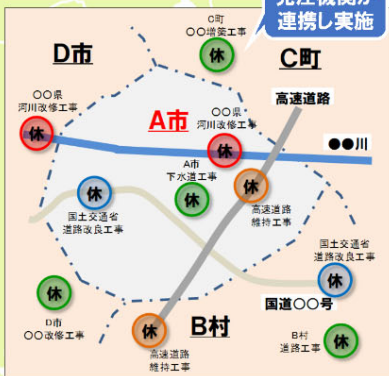
- 令和4年度も、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。

※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。
※ +1週は、工事ごとに任意で選択。

第2週、第4週、+1週(第3週)の土日
を「統一的な現場閉所」とした場合

例:令和4年6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		



建設業は、改正労働基準法の施行から5年後(令和6年度)に罰則付きの時間外労働規制が適用。令和6年度以降の「4週8休の確保」に向けた週休2日推進に向け、北陸ブロック発注者協議会が連携して取り組みを実施。

【北陸ブロック発注者協議会】
北陸地方整備局、北陸農政局、北陸信越運輸局、大阪航空局、第九管区海上保安本部、関東森林管理局、北陸財務局、金沢国税局、長野自然環境事務所、東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構大阪支社

新潟県、県内30市町村、富山県、県内15市町村、石川県、県内19市町

全79機関で統一実施

令和4年度 週休2日モデルカレンダー

- 令和4年度は、年間を通じての取り組みを実施。
- 毎月の第2週、第4週、+1週の土日※を「現場閉所の統一日」に設定し、週休2日を実施。※ 就業規則等で第2週、第4週以外を休日とする場合、読み替え可能。+1週は、任意で選択。

2022年							2023年																												
4月							5月							6月							7月														
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土								
					1	2	1	2	3	4	5	6	7							1	2	3	4								1	2			
3	4	5	6	7	8	9	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	3	4	5	6	7	8	9								
10	11	12	13	14	15	16	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	10	11	12	13	14	15	16								
17	18	19	20	21	22	23	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	17	18	19	20	21	22	23								
24	25	26	27	28	29	30	29	30	31					26	27	28	29	30			24	25	26	27	28	29	30								
8月							9月							10月							11月														
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土								
31	1	2	3	4	5	6					1	2	3							1	30	31	1	2	3	4	5								
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12								
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19								
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26								
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30		23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30											
12月							1月							2月							3月														
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土								
					1	2	3	1	2	3	4	5	6	7							1	2	3	4								1	2	3	4
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11	5	6	7	8	9	10	11								
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18	12	13	14	15	16	17	18								
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25	19	20	21	22	23	24	25								
25	26	27	28	29	30	31	29	30	31					26	27	28					26	27	28	29	30	31									

- 統一的な現場閉所は下図の「一般的な工事」を対象。
- 現場条件、工事内容等から現場閉所の実施が困難な工事についても技術者の交替や平日閉所など「交替制モデル工事」の採用を検討。

		月	火	水	木	金	土	日
対象	一般的な工事	工事						閉所 閉所
		技術者						休 休
	トンネル工事等(交替制)	工事						
		技術者A						休 休
		技術者B						
	維持工事等(交替制)	工事						
		技術者A						休 休
		技術者B	休					休
	現場制約のある工事等	工事				閉所 閉所		
		技術者				休 休		

【参考】週休2日の取り組み内容一覧(発注機関別)

	整備局(R4.4)	新潟県(R4.4.20以降適用)	富山県(R4.4)	石川県(R4.4)	新潟市(R4.4)	東日本高速道路(株)新潟支社(R4.4)	中日本高速道路(株)金沢支社(R4.4)
週休2日の考え方	週休2日を目標に4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日 従来の現場閉所型に加え交替制を追加	週休2日を目標に4週8休以上(完全週休2日(土日)は別途評価)	週休2日(4週8休相当)(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日* *毎週2日の休日	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)
緩和措置	工事着手から現場完了日までの対象期間での現場閉所日数が対象	完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することと定義しているが、やむを得ず確保できない場合は、振替休日による4週8休相当以上の確保も可とし、更に4週8休相当以上を確保できない場合は4週6休相当以上の確保についても可とする。	工事着手から現場完了日までの対象期間での現場閉所日数が対象	振替休日も可能	ただし、やむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	工事着手から工事完成日までの対象期間での現場閉所日数が対象。また、余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる。	降雨や降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であれば、現場閉所日数に含めるものとする。
発注方式	・発注者指定方式	・発注者指定方式(現場閉所型、交替制) ・受注者希望方式(現場閉所型、交替制)	・発注者指定方式 ・受注者希望方式	・発注者指定方式	・受注者希望Ⅰ型 ・受注者希望Ⅱ型	・発注者指定方式	・発注者指定方式
対象工事	・原則全ての工事 ・社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、『交替制モデル工事』の採用をする。 ※供用時期、施工時間、施工法に特別な制約があるものは除く	現場閉所型による発注をまず検討して、適さない場合に交替制を検討する。 【発注者指定方式(現場閉所型、交替制)】 原則、当初設計額100万円以上の全ての土木工事 【受注者希望方式(現場閉所型、交替制)】 原則、当初設計額100万円未満の全ての土木工事【対象外工事】 発注者が適さないと判断した工事。または以下のいずれかに該当する工事。 (1)緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当ではないと判断される工事。 (2)現場施工期間が休日を含めて7日未満の工事。 ※なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組みの協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断できる場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。 ※現場閉所型で発注したものの、契約後に受注者協議により交替制へ変更可能。交替制から現場閉所型への変更も可能。	【発注者指定方式】 工期制約がない工事 【受注者希望方式】 発注者指定方式以外の工事 【対象外】 災害復旧工事及び小規模で工期が短い工事等	災害復旧を除く全ての工事	【受注者希望Ⅰ型】 当初設計額が500万円以上の土木工事 【受注者希望Ⅱ型】 当初設計額が250万円以上500万円未満の土木工事 ※発注者が適さないと判断した工事、緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当ではないと判断される工事は除く。 ※なお、試行対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組みの協議があり、発注者が工期を変更せずに工事目的を達成できると判断できる場合は受注者希望Ⅱ型の試行対象工事とすることができる。	令和3年4月以降に契約手続きを開始する全ての工事は、週休2日工事「発注者指定方式」で発注 ※ただし、下記に該当する工事は週休2日推進工事の対象外 ・災害等における緊急復旧工事 ・現場施工が1週間未満の工事 ・その他契約責任者が認めた工事	2019.4.以降に入札公告する全ての土木工事等及び施設工事からモデル工事を選定 ※ただし、以下の2点に該当するものは対象外 ①自然災害に対する復旧工事で、交通制限をしており、早急な復旧が必要な工事 ②事業費や供用までの工程の制約があるなど実施困難と認められる工事
補正対象	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 市場単価 4週8休 ※当初より4週8休以上の達成を前提として各経費の補正を計上 ※交替制モデル工事は労務費、現場管理費の各経費の補正を計上	【現場閉所型】 労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 標準単価 市場単価 【交替制】 労務費 標準単価 現場管理費 4週8休・7休・6休 【発注者指定方式】 当初より4週8休以上の達成を前提として各経費の補正を計上 【受注者希望方式】 当初は各経費の補正を行わず、現場閉所状況(交替制の場合は休日取得率)に応じて設計変更により各経費の補正を計上	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 市場単価 4週8休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 市場単価 4週8休・7休・6休 【受注者希望Ⅰ型】 当初より4週8休以上の達成を前提として各経費の補正を計上 【受注者希望Ⅱ型】 当初は各経費の補正を行わず、現場閉所状況に応じて設計変更により各経費の補正を計上	労務費 機械経費(賃料) 稼働率 共通仮設費 現場管理費 4週8休	労務費 機械経費(賃料) 共通仮設費 現場管理費 4週8休
達成確認	現場閉所日数が対象期間×(8日)÷(28日)以上 月1回程度を目安に現場閉所達成状況を確認	【現場閉所型】 現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)÷(28日)以上 【交替制】 休日取得率(全対象者の休日日数÷全対象者の勤務期間)が21.4%(6休)、25.0%(7休)、28.5%(8休)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)÷(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)÷(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(6、7、8日)÷(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)÷(28日)以上	現場閉所日数が対象期間×(8日)÷(28日)以上
成績評価	○加点有り ※4週8休以上は最大で創意工夫で0.8点、工程管理で0.4点 ●発注者指定で4週8休以上が受注者の責により確認できない場合は実施状況に応じ減点する。	○加点有り ※4週8休以上を工事現場及び技術者が達成した場合それぞれ社会性で1.0点、創意工夫で1.2点 ●減点無し(発注者指定・受注者希望とも)	○加点有り ●完全週休2日(土日)達成は社会性で1.0点 ●減点無し(発注者指定・受注者希望とも)	○加点有り ※4週8休達成は社会性等で0.5点 ●明らかに取組姿勢が見られない場合は減点	○加点有り ※4週8休以上を工事現場、技術者が達成した場合それぞれ社会性で1.0点、創意工夫で1.2点 ●減点無し	○加点有り 4週8休達成は、「請負工事成績評定要領」の関連する項目において評価する。 ●減点無し	○加点有り ※4週8休以上を達成した場合は、2点を加点する。 ※4週6休、4週7休の場合は加点無し ●減点無し

【参考】受注者・発注者の今後の週休2日へ向けた取り組み

- ◆ 平成31年4月1日より改正労働基準法が施行
- ◆ 建設業は、令和6年度から罰則付きの時間外労働規制が適用
- ◆ 法定労働時間は、原則1日8時間・1週間40時間(4週8休相当)

令和6年度より、週休2日へ

令和6年度に向けた必要な取り組み

受注者

- 例) 従業員の処遇改善(日給月給制→月給制)
- 例) 会社就業規則の改訂
(4週8休体制を構築、会社指定休日を増加等)
- 例) 生産性の向上の推進
(ICT技術、新技術、二次製品の使用等)

- 中長期的な担い手の確保
- 職場環境改善
- 長時間労働の解消
- 新規採用者の増加
- 賃金水準の向上、安全性確保の推進 等

受注者が「週休2日」を確保できるような取り組みを実施

発注者

- ◆ 週休2日モデル工事等の試行
 - 発注者指定方式(受注者希望方式)
 - 対象工事の拡大
 - 補正対象(達成時に経費の補正を計上)
 - 成績評価(達成時に加点)
- ◆ 適正な工期設定
 - 著しく短い工期の禁止
 - 適切な設計変更(工期の変更)
- ◆ ICT技術等の活用推進 等

週休2日工事を行うために必要な取り組み
(現状からの変更点)

- 内部調整・予算要求(建設費用の増額)
- 予算要求には議会説明等が伴う
- 次年度の予算要求段階からの始動が必要

- ◆ 令和6年度から、罰則付きの時間外労働規制が適用されるため、週休2日モデル工事等の試行は令和5年度まで。(令和6年度より、本格運用)。
- ◆ 令和5年度から実行するためには、令和4年度から始動することが必要。
- ◆ 発注者の責として職場環境づくりが必要であり、令和6年度以降、発注者の責で罰則とならないように準備が必要。

【参考】「週休2日」の取り組み内容の調査と周知に向けたスケジュール

□ 実施目的・内容

- ◆ 現在、週休2日モデル工事等を実施している機関(市町村)を対象に具体的な取り組み内容を調査。
- ◆ 今後取り組みを予定・検討している機関(市町村等)へ参考資料として還元し、周知・促進・活用を図る。(協議会後に調査。県部会、WG、キャラバン、幹事会を通じて、繰り返し周知を図る。)

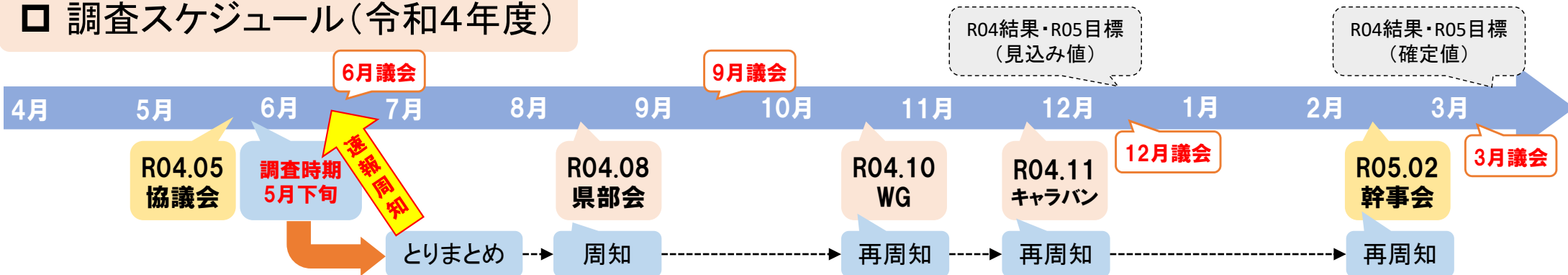
□ 調査項目

- ◆ 週休2日の考え方
 - ◆ 緩和措置
 - ◆ 発注方式
 - ◆ 対象工事
 - ◆ 補正対象
 - ◆ 達成確認
 - ◆ 成績評価
- 等

例：発注機関別 取組内容一覧

	整備局 (R3.4)	新潟県 (R3.4)	富山県 (R3.4)	石川県 (R3.4)	新潟市 (R3.4)	東日本高速道路(株) 新潟支社 (R3.4)	中日本高速道路(株) 金沢支社
週休2日の考え方	週休2日を目標に4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日	原則、毎週2日の休日(完全週休2日(土日)は別途評価)	原則、土日を休日(完全週休2日の記述無し)	原則、完全週休2日* *毎週2日の休日	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)	4週8休以上(完全週休2日の記述無し)
緩和措置	工事着手から現場完了日までの対象期間での現場閉所日数が対象	完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することと定義しているが、やむを得ず確保できない場合は、振替休日による4週8休相当以上の確保も可とし、更に4週8休相当以上の確保できない場合は4週6休相当以上の確保についても可とする。	振替休日は、当該日を含む週及びその前後の週に限定	振替休日も可能	ただし、やむを得ず確保できない場合は振替休日により4週6休相当以上とする	工事着手から工事完成日までの対象期間での現場閉所日数が対象。また、余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる	降雨や降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態であれば、現場閉所日数に含めるものとする。
発注方式	発注者指定方式	発注者指定方式 受注者希望方式	発注者指定方式 受注者希望方式	発注者指定方式 施工者希望方式	受注者希望方式	発注者指定方式 (令和3年度から、原則「発注者指定方式」)	発注者指定方式
対象工事	原則全ての工事 社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、『交称制モデル工事』の採用をする。 ※供用時期、施工時間、施工法に特別な制約があるものは除く	【発注者指定方式】 原則、当初設計額100万以上の全ての土木工事 【受注者希望方式】 原則、当初設計額100万未満の全ての土木工事 【対象外工事】 発注者が適さない判断した工事。または以下のいずれかに該当する工事。 ①安全性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当ではないと判断される工事。 ②現場施工期間が休日を合わせて7日未満の工事。 ※なお、試行対象外として発注したもの、契約後に発注者から「週休2日取得モデル工事」に取り組みの届出があった場合は、発注者が工率目的を達成できる判断できる場合に受注者希望型の試行対象工事とすることができる。	【発注者指定方式】 適切な工期が確保できる工事で試行 【受注者希望方式】 試行対象外でも受注者が現場着工前に希望した場合は試行対象とすることができる ※各方式とも現場条件に支障がないこと、災害復旧工事でないこと、現場作業が概ね4週以上あること	【発注者指定方式】 工期制約がない工事 【施工者希望方式】 発注者指定方式以外の工事 【対象外】 災害復旧工事及び小規模で工期が短い工事等	当初設計額が100万以上の土木工事 ※発注者が適さない判断したものは除く	令和3年4月以降に契約手続を開始する全ての工事は、週休2日工事「発注者指定方式」で発注 ※ただし、下記に該当する工事は週休2日推進工事の対象外 -災害等における緊急復旧工事 -現場施工が2週間未満の工事 -その他契約責任者が認めた工事	2019.4以降に入札公告する全ての土木工事等及び施設工事からモデル工事を選定 ※ただし、以下の2点に該当するものは対象外 ①自然災害に対する復旧工事で、交通制限をしており、早急な復旧が必要な工事 ②事業費や供用までの工程の制約があるなど実施困難と認められる工事

□ 調査スケジュール(令和4年度)



地域独自指標である「適正な工期設定(週休2日の取り組み機関)」については、「発注関係事務の運用に関する指針」に基づく取り組み調査(R4実績・R05目標(見込み値:R04.12、確定値:R05.03))で進捗を確認し、目標達成を図る(継続)。

(a: 既に取り組んでいる、b: 今年度取り組む予定にしている、c: 取り組む検討をしている、d: 取り組みは検討していない、e: その他)

発注見通し統合の活用促進 （中長期・業務委託）

法律

□ 改正品確法 第七条 第一項

他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表、その他必要な措置を講ずること

□ 発注関係事務の運用に関する指針(運用指針) 2-1 業務発注準備段階

当該年度の業務の詳細な発注見通しについて、原則として四半期毎に地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

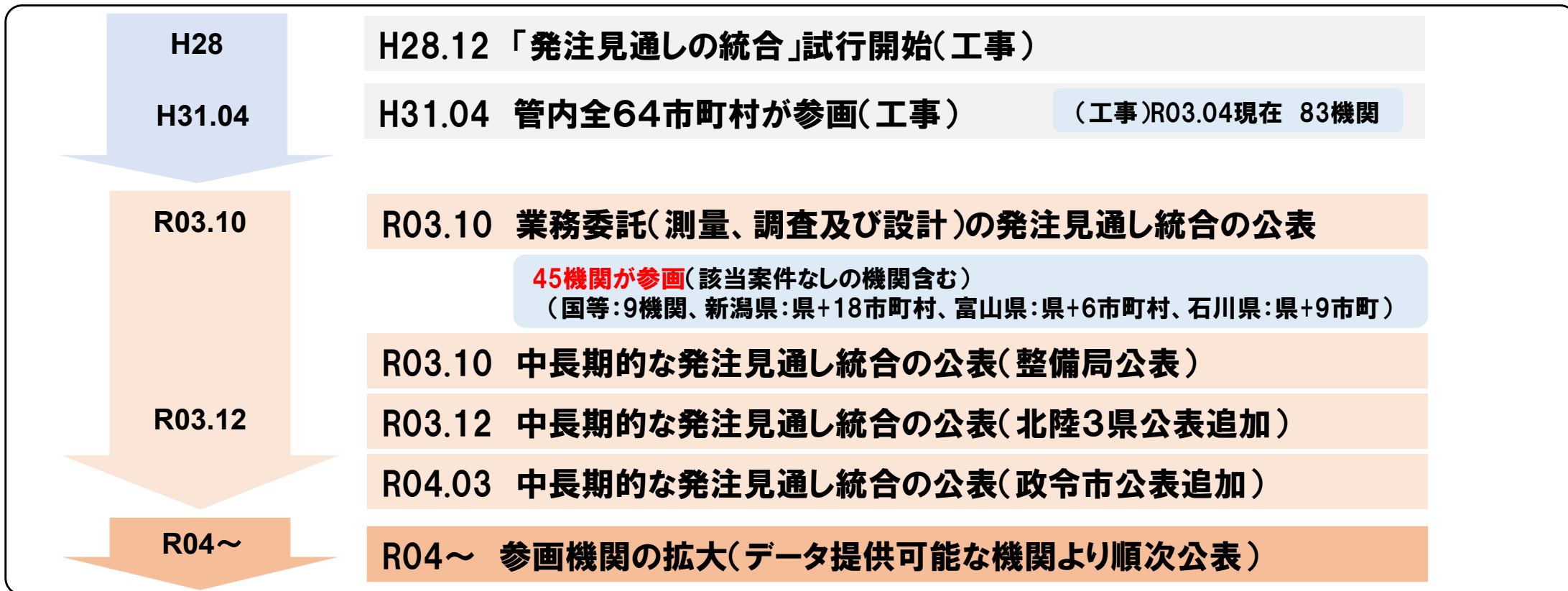
中長期的な発注見通しの公表

業務委託の発注見通し統合

中長期的な公表の背景

- ◆ 公共工事等の計画的な発注は、繁忙期と閑散期の工事量や業務量の差を少なくし、工事においては労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与。
- ◆ 令和元年6月「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、令和2年1月「発注関係事務の運用に関する指針」にて地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的な発注を適切に実施するための取り組みとして、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成と公表を行うことが、発注者の責務として明記。

発注見直し統合の経緯



令和4年度 取組内容

- ◆ 中長期的な発注見直し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
 - ・ 人口10万人以上の市から1件以上の公表を目標。
- ◆ 業務委託の発注見直し → 参画機関の拡大(公表可能な機関から段階的に実施)
 - ・ 全機関の2/3以上(約66%)へ拡大(R3実績:約54%)。
- ◆ 工事及び業務委託 → 「公表基準日」を各月15日、30日に設定して公表(継続)。

令和4年度「発注見通しの公表 統合版」

令和4年度 発注見通し公表スケジュール

- ◆ **工事、業務委託(測量、調査及び設計)の発注見通し**
更新時期: 1回/四半期(「**公表基準日**」は各月**15日、30日**)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
- ◆ **中長期的な発注見通し**
更新時期: 1回/年(令和3年度は「**第3四半期**」、**令和4年度以降は「第2四半期」**)
対象機関: 国、県、政令市、市町村
(**令和4年度は人口10万人以上の市から1件以上の公表を目標**)
対象機関: **長岡市、上越市、富山市、高岡市、金沢市、白山市、小松市**

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
工事	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
業務委託	4/15、4/30	7/15、7/30	10/15、10/30	1/15、1/30
中長期的な見通し		7/15、7/30	対象機関: 国、県、政令市、市町村	

統合版HPの利用促進

- ◆ 参画機関の増加(業務委託、中長期)(データ提供可能な機関より順次公表)
 - ・ 参画時期は、統合版公表のタイミング(四半期毎)でいつでも可能
- ◆ 工事の発注見通し統合版(Excel版)の利用促進(継続)
 - ・ 各種業界、機関との意見交換会等を通じ、国・県からアピール 等